

別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項

区分	配慮事項
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>2 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>3 環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>4 水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>5 水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>6 現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。</li> <li>7 保存すべき地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。</li> </ol>
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>2 原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域・地形その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>3 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。</li> </ol>
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等さいたま市の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>2 里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>3 すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>4 水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>5 文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。</li> </ol>
環境への負荷の量の程度により留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。</li> <li>2 温室効果ガス等の排出抑制に努めること。</li> </ol>
人の生活の豊かさに関して留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コミュニティ施設等地域住民が日常的にコミュニティ活動を行う場への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>2 既に交通渋滞等が発生し、又は発生するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>3 災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への悪影響の回避又は低減に努めること。</li> </ol>